

1 . 本業務の目的及び調査結果の概要

2012年の「国連持続可能な開発会議(Rio+20)」(ブラジル・リオデジャネイロ)で採択された「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)(現 One Planet Network)」の6つの正式プログラムの1つとして、「持続可能な公共調達(SPP)プログラム」が国連環境計画(UNEP)主導のもと、世界各国で展開されている。また、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標12「持続可能な消費と生産(SCP)のパターンを確保する」では、各国に対して10YFPの実施(ターゲット12.1)と、SPPの慣行を促進する(ターゲット12.7)ことが求められている。

今やSPP/グリーン公共調達(GPP)は、SCPへの移行を加速するというかつての役割を超えて、各国で固有の社会課題の解決や、政策目標を達成するための有効な政策として世界中で取り込まれるようになった。既にSPP/GPP制度を構築している先進国だけでなく、開発途上国においても新たに制度を立ち上げる動きが加速している。さらに、今後、世界が新型コロナウイルス感染症からの急速な回復局面を迎えるにあたり、SPP/GPPは、経済・社会・環境において責任ある回復を実現していくための重要なツールとしても注目されている。

また、2016年11月に発効したパリ協定に掲げられた「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2より十分低く保ち、1.5に抑える努力をする」という長期目標を達成するために、日本をはじめ、欧州連合や中国など世界各国が、2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けて大きく舵を切り始めている。この目標を達成するためには、エネルギー政策等の最大限の努力に加え、あらゆる手法を駆使して削減量を上乘せなければならない。そのなかで、SPP/GPPを通じた温室効果ガス削減につながる製品・サービスの市場拡大は重要な手法の一つである。我が国は、世界最高水準の省エネ技術をはじめ、優れた環境技術を用いた製品、サービスを持っており、これを海外に広めることにより、温室効果ガスの削減を始めとした世界全体での環境負荷低減が期待される。そして、国際市場における環境配慮型製品の流通が促進されることにより、世界が志を一つにして取り組んでいる温室効果ガス排出ゼロへの貢献が期待される。

また我が国においては、2001年より「環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」にもとづきGPPを実施してきたところであるが、特に、中小地方公共団体等の人員に余裕のない組織のグリーン購入実施率が国等の機関に比べて伸び悩んでいる状況であり、さらなる業務量の削減なども課題となっている。国内のグリーン化をさらに促進していくためには、海外のSPP/GPPにおける既存の環境ラベルの活用状況や国際的な動向を的確に調査・検証し、その結果を我が国の公共調達に反映していくことが有効である。

そこで本業務では、日本の優れた環境技術及びGPP制度等を海外へ広めるための支援活動や、日本及び海外のGPP制度や環境ラベル制度・基準の整合状況等についての現状調査・検証等を行った。

さらに、環境省のWebサイトで公開している、日本市場に流通する環境ラベルに関する情報をまとめた「環境ラベル等データベース」を継続的に運用するとともに、幅広いユーザーにとって親しみやすく使い易いものとなるよう、デザインや構成の再構築を行った。

1 - 1 . 海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援

(2 . 海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援 参照)

1) ベトナムグリーン公共調達運用状況調査

本業務では、平成 29 年度から令和元年度に亘り、ベトナムの GPP 及び同国のタイプ環境ラベル「グリーンラベル(VGL)」を所管するベトナム天然資源環境省(MONRE)に対して技術協力を行ってきた。昨年度はその集大成として、VGL ホテル・レストラン基準の策定支援に取り組み、作成した基準案を MONRE に提出したところである。本年度は、それらの運用状況を確認するとともに、次年度以降の技術協力の方向性について協議するために、2020 年 10 月 12 日に MONRE とオンライン会議を開催した。

同国では 2020 年の「環境保護法」改正により、VGL 認証製品・サービス等の調達がグリーン調達と定義され、中央政府機関に対して GPP の優先実施が求められることとなった。また、VGL 認定製品を含む環境にやさしい製品及びサービスに補助金や税制優遇などのインセンティブを与えることも明記されたことから、今後、VGL 制度が大きく進展する可能性がある。さらに、VGL は法律に基づく環境ラベルであるため、これまでは相互認証の法的な位置づけがないために実施に目途が立っていなかったが、改正法では相互認証の実施機関として本技術協力のカウンターパートである MONRE が明記され、日越の相互認証にも光明が見え始めている。このように、環境配慮型製品の国際展開におけるベトナムとの協力は重要な局面を迎えており、今後も継続的なフォローアップが必要となっている。

協議の結果、次年度は VGL レストラン・ホテル基準及び繊維基準について基準策定支援を実施していく方向で合意した。具体的な支援メニューについては今後、ベトナム側の要望事項を踏まえて日本側で検討していくこととなった。

2) 新規グリーン公共調達支援国の選定

本年度は ASEAN 地域において最も人口が多く、安定的な経済成長率(過去 10 年の GDP 成長が平均約 5 ~ 6%)が見込まれるインドネシアについて、まず、GPP に関する法体系や環境ラベルの動向、それぞれの実施状況について基礎情報の調査を行った。インドネシアの GPP は、大統領令や大統領規則、環境保護と管理に関する法律などに考え方が法律で示されているものの、順調に機能しているとは言い難い状況にある。また、インドネシアのタイプ I 環境ラベル(RAMAH LINGKUNGAN (ラマン・リンクカン))についても、有効な基準の数や認証件数が伸びていない。こうした状況を踏まえ、制度運営支援や日本の経験等の共有等のインドネシアに向けた技術支援の可能性を協議するため、2020 年 11 月 5 日に同ラベルを運営する Ministry of Environment & Forestry (MOEF)、11 月 20 日にインドネシアの公共調達を管理する機関である National Public Procurement Agency (NPPA/LKPP)とオンライン会議を開催した。

協議の結果、次年度から技術支援を実施することについて合意し、今後、インドネシア側(MOEF)から技術協力の内容をまとめて日本側に提案し、日本側はその提案をもとに実施内容を取りまとめていくこととなった。なお、協議のなかでインドネシア側からは、GPP

に関連する新基準を策定するための技術的な支援と、環境ラベルの認証や基準の技術的要素に関する短期間(約 1 週間程度)のキャパシティビルディングについて要望が挙がっている。

1 - 2 . 海外のグリーン公共調達制度における環境ラベルの取扱い状況等調査

(3 - 1 . 海外のグリーン公共調達制度における環境ラベルの取扱い状況等調査 参照)

GPP における調達品目の選定・確認を易化するにあたり、法律等に具体的な環境ラベル等を指し示すことは非関税障壁として WTO 政府調達協定の問題となる場合が考えられる。本調査では、日本の GPP における環境ラベルのさらなる活用の参考とするため、環境ラベルを使用した GPP を実施している 15 か国を選定し、該当国の担当者(行政側制度政策担当者、環境ラベル事業担当者および調達担当者)に対して、各国の GPP における WTO 政府調達協定との関係整理を重点項目としたインタビュー(オンライン会議または電子メール)を実施した。また、日本国内の有識者 3 名に対し、既存の環境ラベルを活用した GPP を日本国内で実施する場合の WTO 政府調達協定との整合性や留意点などについて見解を伺った。

調査の結果、インタビューを行った 15 カ国すべてにおいて、GPP において環境ラベルを指し示すことが、WTO 政府調達協定に抵触するとの見解をもつ専門家はいなかった。WTO 紛争に精通した日本国内の有識者からも、結論として、WTO 政府調達協定上の問題はないと考えられるとの見解が得られた。

また、特定の要件を満たす環境ラベルを証明手段の一つとして活用可能としている EU 公共調達指令を採用する EU 加盟国をはじめ、ほとんどの国で、運営の透明性、第三者認証、ライフサイクル考慮、海外産品の無差別等といった特性を拠り所として、タイプ 環境ラベルを参照している傾向がうかがえた。法律等に具体的な環境ラベル等を指し示す際の留意点としては、海外の環境ラベルや海外産品を排除しないことを確認することや、政府調達協定第 10 条にもとづき、「又はこれと同等のもの」等の文言を付すことなどがポイントになると考えられる。

本項で調査した、GPP への環境ラベル活用における各国の考え方を、次頁の表 1-1 に比較表としてまとめた。

表 1-1. GPP への環境ラベル活用における各国の考え方(まとめ)

国	韓国	中国	台湾	タイ
ヒアリング先	韓国環境産業技術院(KEITI)*	中環連合(北京)環境認証センター 有限公司(CEC)*	環境発展財団(EDF)*	タイ環境研究所(TEI)*
WTO 加盟 (GPA 受諾)	加盟 (受諾)	加盟 (交渉国)	加盟 (受諾)	加盟 (オブザーバー国)
WTO 協定 (GATT) の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興のための政策として許容範囲 ・ 国外製品 / 海外環境ラベルも入札で排除されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮したかは不明 ・ タイプ ラベルは SCP を促進する効果的なツールとして国際的に認知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラベル認証は国内産品と海外産品を同等に扱っている ・ 入札における価格優遇であり、ラベル製品以外も入札で排除されない ・ 今後、世界のタイプ ラベルを GPP で受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 社以上の同仕様の製品を比較するプロセス、および公開入札と公示により担保 ・ 3 製品 / 会社以上の入札が確認できれば、環境ラベルは非関税障壁に当たらない認識 ・ MRA を通じてグリーンラベル認定された輸入製品は非関税障壁にならない
GPP での環境ラベル参照 / 推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国環境ラベル(タイプ)、グッドリサイクルマーク他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国環境ラベル(タイプ)、節電マーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンマーク(タイプ)、省エネラベル、節水ラベル他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンラベル(タイプ)、グリーンリーフ他
環境ラベルの参照方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的に、法律で具体的な環境ラベルを指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的に、法律で具体的な環境ラベルを指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的に、法律で具体的な環境ラベルを指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家計画で具体的な環境ラベルを指定
参照する環境ラベルの選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策との連携、信頼性の高さから国が管轄する環境ラベルを選定 	無回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に政府機関運営のラベルを選定 	無回答
入札仕様書等への記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ラベル製品の調達には前提条件や追加要件として扱われる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国環境ラベル製品は、全ての公共調達の入札資料に関連の要求が含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (政府調達法第 96 条の)グリーン製品の入札時の優遇について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札書類にグリーンカート / グリーンラベルを含める義務はない
国外の環境ラベル参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方向性は賛成だが、運用面の課題が多い 	無回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ GEN 加盟タイプ ラベルの GPP 受入を正式決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他のラベルを受け入れる情報はない

国	タイ	香港	シンガポール	欧州連合
ヒアリング先	公害監視局(PCD)	香港グリーン協議会(GC)*	シンガポール環境協議会(SEC)*	欧州委員会(EC)*
WTO加盟(GPA受諾)	同左	加盟(受諾)	加盟(受諾)	加盟(受諾)
WTO協定(GATT)の考慮	・ 3製品/会社以上の入札が確認できれば、環境ラベルは非関税障壁に当たらない認識	・ 自由競争を担保し、特定の企業や商品を差別しないよう政府が配慮しつつ運用 ・ ラベル基準への適合またはラベル取得を併記	・ GPPにグリーンラベルを活用する政策は未実施(WTOの考慮も一因)。	・ 公共調達指令はGPAに準拠する必要があり、両者は多くの点で類似 ・ 一定の環境ラベルのみを要求せず、要件を満たす他の証明手段も認める
GPPでの環境ラベル参照/推奨	同左	・ GEN加盟タイプ ラベル、エネスタ、FSC他	・ シンガポールグリーンラベル(タイプ)、省エネラベル	・ EUエコラベル(タイプ)、その他のタイプ 環境ラベル
環境ラベルの参照方法	同左	・ 調達の参考情報として紹介	・ 特定の品目で認定品の調達を推奨	・ 公共調達指令で参照可能な環境ラベルの要件を設定
参照する環境ラベルの選定理由	・ GPP促進分科委員会にて検討 ・ 一定の供給量と3社以上の入札を確保するため、グリーンラベルよりも緩いグリーンカート基準を策定	・ 自由競争や公平性を考慮し、環境保護署(EPD)が選定	無回答	・ 参照可能な環境ラベル要件はISO14024(タイプ)を参考 ・ タイプ 準拠のスキームで認証されていることを考慮
入札仕様書等への記載	・ GPP基準のコピー&ペースト ・ GPPデータベースを参考にすることを推奨	無回答	・ 各調達機関に委ねられる	・ 技術仕様の定義、証明手段の一つとして記載
国外の環境ラベル参照	・ 受け入れていない。グリーンラベルとMRAがある海外ラベルは検討可能性あり	・ GEN加盟タイプ ラベルを参照	・ 同等の環境ラベルも調達可能	無回答

国	ドイツ	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク
ヒアリング先	ドイツ連邦環境庁(UBA)*	TCO Development*	エコラベリング・ノルウェー*	エコラベリング・デンマーク*
WTO 加盟 (GPA 受諾)	加盟 (受諾)	加盟 (受諾)	加盟 (受諾)	加盟 (受諾)
WTO 協定 (GATT) の考慮	・ WTO との整合は EU 公共調達指令に依存	・ EU 公共調達指令と国内法との整合をとる手法を採用	・ ノルウェーは EU 加盟国ではないが、欧州経済領域(EEA)の合意に基づき、EU 公共調達指令を国内法に反映	・ 欧州委員会が WTO を考慮 ・ 同様のラベルや文書も受け入れることで、公平性と透明性を担保
GPP での環境ラベル参照 / 推奨	・ ブルーエンジェル(タイプ) 他	・ ノルディックスワン(タイプ)、TCO(タイプ)、GEN 加盟タイプ ラベル	・ ノルディックスワン(タイプ) 他	・ ノルディックスワン(タイプ)、FSC 他
環境ラベルの参照方法	法規等で参照可能な環境ラベルの要件を設定	同左	同左	・ 同左
参照する環境ラベルの選定理由	・ 参照可能な環境ラベルの要件に適合するブルーエンジェルを選定	・ 参照可能な環境ラベルの要件に適合する NS、TCO(タイプ)を選定	・ 参照可能な環境ラベルの要件に適合する NS を選定 ・ 公共調達支援機関(Diff)が、受入可能な環境ラベルをアドバイス	・ 参照可能な環境ラベルの要件に適合する NS を選定
入札仕様書等への記載	「ブルーエンジェル適合、または同等のもの」等を記載	・ 無回答	・ Diff は入札での環境ラベルの直接的な参照方法などはアドバイスしていない	・ 契約当局が決定。最低要件・授与基準・契約条件として記載
国外の環境ラベル参照	・ 無回答	GEN 加盟タイプ ラベルの活用を推奨	無回答	・ 無回答

国	デンマーク	イタリア	アメリカ	
ヒアリング先	コペンハーゲン市	国立環境保護研究所(ISPRA)	Green Electronics Council(GEC)	環境保護庁(EPA)
WTO 加盟 (GPA 受諾)	同左	加盟 (受諾)	加盟 (受諾)	同左
WTO 協定 (GATT) の考慮	<ul style="list-style-type: none"> EU 公共調達指令に従い、他のタイプ ラベルや同等性が確認できた環境ラベル、証明方法を排除していない 調達分野に関連する全てのタイプ ラベルを入札書類に記載(海外ラベルも同等の扱い(同等性を示す必要なし)) 	<ul style="list-style-type: none"> 法令はすべて EU 公共調達指令を転置 EU 公共調達指令は非常に正確な法的経路により欧州で発効されているため完全に調和 	<ul style="list-style-type: none"> 参照可能な環境ラベルを評価する要求事項を策定し、活用可能な環境ラベルをピックアップする取組は非常に適切 政府はいかなる民間の環境ラベルも優先的に活用すべきでない 連邦政府の一部の法律等で規定されている環境ラベルの活用は、WTO を考慮していると思えない 	<ul style="list-style-type: none"> 将来的に連邦調達規則(FAR)から具体的な環境ラベルや基準は削除の方向(連邦政府機関の環境ラベルは残る) EPA 推奨リストは、分野ごとに可能な限り多くの基準と環境ラベルを掲載するよう配慮
GPP での環境ラベル参照 / 推奨	<ul style="list-style-type: none"> ノルディックスワン(タイプ)、EU エコラベル(タイプ)、その他タイプ ラベル 	<ul style="list-style-type: none"> EU エコラベル(タイプ)、ブルーエンジェル(タイプ) 	エナジースター、政府のラベルプログラム、EPEAT、エコロゴ(タイプ) 他	<ul style="list-style-type: none"> 同左
環境ラベルの参照方法	環境ラベル製品の調達方針を策定	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	EPA が参照可能な環境ラベルリストを公表	<ul style="list-style-type: none"> 同左
参照する環境ラベルの選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 参照可能な環境ラベルの要件に適合しているタイプ ラベルを選定 	<ul style="list-style-type: none"> 参照可能な環境ラベルの要件に適合する EU エコラベル、BA(タイプ)を選定 	EPA 推奨仕様、基準、環境ラベルの選定ガイドラインに基づき選定	<ul style="list-style-type: none"> 同左
入札仕様書等への記載	調達分野に関連する全てのタイプ エコラベルを入札書類に記載するようアドバイス	無回答	無回答	無回答
国外の環境ラベル参照	全てのタイプ ラベルを受け入れている	<ul style="list-style-type: none"> 無回答 	<ul style="list-style-type: none"> EPA の要求事項に適合していれば排除されるものでない 	<ul style="list-style-type: none"> EPA ガイドラインに適合すれば可

国	オーストラリア	フランス
ヒアリング先	Good Environment Choice Australia (GECA)*	Expertise France
WTO 加盟 (GPA 受諾)	加盟 (受諾)	加盟 (受諾)
WTO 協定 (GATT) の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ラベルの参照はガイドラインであり、要件ではない ・環境ラベルの活用と WTO との整合について議論となったことはない 	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟国は EU が定めた法規を実施する立場であり、WTO の考慮は EU が行うべき
GPP での環境ラ ベル参照 / 推奨	・GECA(タイプ)、省エネラベル、節水ラベル 他	・EU エコラベル(タイプ)、NF 環境マーク
環境ラベルの参 照方法	調達担当者向けガイドにて例示	・環境性能の証明方法の一つとして活用
参照する環境ラ ベルの選定理由	・独立性・第三者認証・透明性の高い検証システム	・参照可能な環境ラベルの要件に適合する EU エコラベル(タイプ)を選定
入札仕様書等へ の記載	無回答	無回答
国外の環境ラベ ル参照	調達担当者が設定する評価基準を満たせば可	・無回答

* タイプ I 環境ラベル運営機関

1 - 3 . 海外における環境ラベル基準の改定動向調査

(3 - 2 . 海外における環境ラベル基準の改定動向調査 参照)

EU の「画像機器」GPP 基準の改定作業については、平成 30 年度に本業務で報告した「予備報告書ドラフト 1(Preliminary report Draft 1)」及び「技術報告書ドラフト 1(Technical report Draft 1)」(2018 年 9 月公表)、平成 31 年度に報告した「技術報告書ドラフト 2(Technical report Draft 2)」(2019 年 6 月公表)について分析・整理を行ってきたところであるが、本年度は、2020 年 7 月に EU GPP の改定基準が公表されたことを受け、旧 2014 年版との相違点や日本のグリーン購入法やエコマーク基準等との関連を報告する。EU GPP 基準の名称は、2014 年版の「画像機器に関する EU グリーン公共調達基準」から、2020 年版では「画像機器、消耗品、印刷サービスに関する EU グリーン公共調達基準」に変更され、消耗品や印刷サービスも対象となった。基準数が増え、各項目の要求の難易度も格段にあがっており、特にサーキュラー・エコノミーの流れを受けて長寿命等の基準項目も強化された。省エネ基準、両面印刷機能の基準は、最新のエネルギー効率プログラム Version3 基準を採用している。

また、2020 年 9 月に制定されたタイ・グリーンラベル(TGL)の新基準 TGL-124-20「Printers and Copiers」の改定経緯、日本のエコマーク基準との整合状況について報告する。従来、別々に設定されていた複写機とプリンタの基準が新基準では統合され、内容としてもブルーエンジェルや国際エネルギー効率プログラムが参照されることとなり、日本エコマークとの整合性が一層高まった。日本エコマークで対象としているファクシミリおよびスキャナの単体機が TGL では適用範囲外であることや、省エネ基準や有害物質の放散、騒音等の基準で細部にはいくつかの相違点もあるものの、エコマーク No.155 基準を満たす製品であれば、タイ・グリーンラベル基準を概ね満たす関係にあるといえる。とりわけ、省エネ基準においては、証明方法としてブルーエンジェルや日本エコマークの認定証が求められており、今後の相互認証の実効性の向上が期待される。

1 - 4 . 環境ラベルの相互認証に係る調査

(3 - 3 . 環境ラベル相互認証に係る調査 参照)

1) 日中韓相互認証に係る調査

日中韓 3 カ国は、日中韓環境大臣会合の下に設置された日中韓環境産業円卓会議のもと、2005 年から毎年 1 回を目安に日中韓環境ラベル実務者会議を開催し、その成果として、2012 年から日中韓 3 カ国の相互認証が開始されている。日韓間においては、相互認証の仕組みを利用した日本から韓国・環境ラベルの取得件数が 594 件(2021 年 1 月 31 日時点)を超えるなど、着実に活用実績が増加している。2019 年度には、日本から中国・環境ラベルを取得した実績も 1 件誕生した。

本年度は、2020 年 9 月の日中韓環境ラベル実務者会議において共通基準項目が合意された「印刷インキ」について、同 11 月に共通基準の合意書[資料編 3-3-1]を締結した。次




に共通基準化を行う対象として選定された「壁及び天井等の仕上げ材」については、2021年度に開催される実務者会議(中国：予定)で協議する予定となっている。

2) その他の海外環境ラベルとの相互認証に関する調査

日本のエコマークが相互認証協定(MRA)を締結している海外のタイプ I 環境ラベル機関のうち、相互認証の活用実績がある 6 機関および、台湾グリーンマークの計 7 機関について最新の実施状況を表 1-2. に示す。

表 1-2. 相互認証協定を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク				
国・地域	北欧 5 カ国	韓国	中国	ニュージーランド
ラベル名	ノルディック スワン	韓国・環境ラベル	中国・環境ラベル	ニュージーランド・環境チョイス
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル 委員会	韓国環境産業技術院(KEITI)	中環連合(北京)認証 センター有限公司 (CEC)	ニュージーランド エコラベリング トラスト (NZET)
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ	PC、MFD(複写機、 プリンタ)、DVD 機 器、テレビ、プロジ ェクタ、塗料、文具、 繊維製品、シュレッ ダー、家具、印刷イ ンキ	PC、MFD(複写機、 プリンタ)、DVD 機 器、テレビ、プロジ ェクタ、塗料、文具、 繊維製品、スキャナ、 シュレッダー、デジ タル印刷機、家具、 印刷インキ	複写機、プリンタ
開始時期	2002 年	2010 年	2012 年	2004 年
活用実績	あり	あり	あり	あり

ロゴマーク			
国・地域	タイ	ドイツ	台湾
ラベル名	グリーンラベル	ブルーエンジェル	グリーンマーク
ラベル機関 (運営機関)	タイ環境研究所 (TEI)	連邦環境・自然保 護・建設・原子力安 全省(BMUB)、連邦環 境庁(UBA)、品質保 証・表示協会(RAL gGmbH)、環境ラベル 審査会(Jury)	環境開発財団 (EDF)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリン タ、プロジェクタ	複写機、プリンタ	-
基本協定締 結時期	2004 年	2014 年	2003 年

開始時期	2014年	2015年	-
活用実績	あり	あり	なし

以下に、相互認証の拡大に向けた協議の状況を報告する。

北欧 5 カ国「ノルディックスワン」については、2002 年に部分相互認証契約を締結、2010 年から複写機・プリンタ基準の相互認証を実施し、2014 年 3 月までに 62 機種の実績が上がっていたが、2013 年 6 月にノルディックスワンの新基準が発効した際に共通基準が削除され、2014 年 4 月以降は相互認証が停止していた。その後、2015 年 2 月に共通基準の再設定が完了し、相互認証の受付が再開されたが、それ以降は活用実績が出ていない。この要因として、欧州で販売するモデルと日本モデルの製品ラインナップの相違や、日本よりも先に欧州で製品を発売するケースがあるなどの情報が寄せられている。

「韓国・環境ラベル」については、日本のエコマーク認定製品が相互認証を通じて韓国・環境ラベルを取得した機種数が 2021 年 1 月末時点で 594 機種にのぼる。現時点において、相互認証を活用する事業者からは、確認書の発行により共通基準項目に関して一切書類を要求されることがなくなり、非常に利便性が上がっているとの声が寄せられており、今後も着実に相互認証の利用が進むものと思われる。

「中国・環境ラベル」については、本年 10 月の世界エコラベリング・ネットワーク(Global Ecolabelling Network : GEN)の年次総会(Genera Annual Meeting : AGM)(中国・蘇州)の会期中に、日中の 2 カ国間では 2 品目目となる「デジタル印刷機」共通基準の合意書が締結され、同基準において、2012 年に相互認証協定を締結して以降、初の活用実績が誕生した。2020 年度以降、それに続く活用実績は誕生していない。

「ニュージーランド・環境チョイス」については、2005 年に相互認証の合意書を締結しており、複写機・プリンタで相互認証を行っている。ニュージーランド・環境チョイスの複写機・プリンタの認定製品 147 製品(2021 年 1 月現在)は全て相互認証を活用した日本のエコマーク認定製品である。エコマーク認定品であれば、環境チョイスの基準にも適合するため、手続きにおいて障害となる事項は発生していない。なお、複写機・プリンタの相互認証で「ニュージーランド・環境チョイス」認定を取得している会社数が、新型コロナウイルスの影響により昨年の 5 社から 3 社に減少している。

「タイ・グリーンラベル」については、2014 年より複写機、プリンタ、プロジェクトにおいて相互認証を実施している。活用機種は延べ約 200 機種に上っており、最も活用されている相互認証の一つである。日本・タイ両国が画像機器の基準で引用している国際エネルギースタープログラム Version3.0 の発効に伴って、双方で基準の改定作業が進められてきたが、2021 年 2 月 3 日付けで両国の最新基準で共通基準項目の合意資料編 3-3-2 に至った。他方、2017 年 10 月に合意書を締結した「プロジェクト」の相互認証については、タイの最新バージョン(2017 年 9 月改定)と日本エコマークの最新バージョン(2019 年 4 月改定)との間で、消費電力や有害化学物質の基準などに大きな差異があるため、共通基準化の協議が困難な状況にある。

ドイツ「ブルーエンジェル」については、2014 年に相互認証協定を締結し、2015 年の認証手順及び運用規則の締結、「画像機器」共通基準の策定を経て、相互認証の実務が開始された。2017 年 1 月にはドイツ側の基準が最新の DE-UZ205 に改定されたため、共通基準項目の再設定を行い、2018 年 10 月より新しい共通基準のもとで相互認証を開始してい

る。その後、DE-UZ205の改定作業が2020年8月から開始され、2回の技術会議(オンライン)と、11月23日・24日のエキスパートヒアリング(対面・オンライン併用)、12月のJuryでの審議を経て、2021年1月に最新のDE-UZ219が制定された。これを受け日本・エコマークでは、2021年度にエコマークのNo.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準の改定を行ったうえで、相互認証の協議を進める予定としている。

台湾「グリーンマーク」については、2003年に相互認証協定を締結し、これまでに運用開始に向けて6回の協議を重ねているが合意には至っていない。本年度も電子メール等による協議を継続している。その後、グリーンマーク認定製品は、申請時に提出する証明書類等を基に製品の環境パフォーマンス評価を実施するという変更がなされており、相互認証を活用する際の情報提供のあり方についても合意が得られないまま、協議は膠着状態に陥っている。

1 - 5 . 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討

(3 - 4 . 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討 参照)

本年度は、日本エコマークと相互認証協定を締結していない海外のタイプ I 環境ラベル「ブラジル・環境品質ラベル」及び、電子・電気製品の環境評価プログラム「EPEAT」との相互認証協定の締結に向けた協議状況をまとめた。

ブラジル技術規格協会(Associação Brasileira de Normas Técnicas : ABNT、非営利団体)が運営するブラジル・環境品質ラベル(ABNT-Environmental Quality)とは、2012年11月の「第6回日伯貿易投資促進合同委員会プレナリー会合」(日本・経済産業省)において、ブラジル開発商工省(MDIC)から相互認証協議の打診があって以降、具体的な進展はなかったが、2018年春のGEN役員会(ベトナム・ハノイ)にてABNT側より相互認証を検討したいとの意向があり、2018年度に3回の相互認証協議(オンライン)を行った。その結果、対象カテゴリとして「画像機器」を選定すること、2018年10月のGEN AGM(ドイツ・ベルリン)にて基本合意書を締結することで合意したが、急遽、ブラジル担当者が出席できなくなり締結が先送りとなった。そこで、2019年10月のGEN AGM(中国・蘇州)にて改めてABNT担当者に相互認証協議再開を打診したところ、前向きな回答が得られた。さらに、2020年2月にGEN関連業務の一環で実施した二者間の電話会議にて、2020年GEN AGM(インド・ムンバイで開催予定)での締結に向けて、協議を再開したいとの意向が正式に示され、ABNT側の準備が整い次第、オンラインによる協議を再開することを確認した。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響でABNTは事業見直しを迫られており、2020年度中の協議は実現しなかった。



グリーンエレクトロニクスカウンシル(Green Electronics Council : GEC)が運営するEPEATについては、2018年12月5日(水)に初めての相互認証協議を(公財)日本環境協会(東京)において実施した。EPEATはアメリカをはじめ世界の公共調達市場に大きな影響力があり、日系事業者の関心も高いことから、相互認証協定の締結に向けた協議を進めている。2019



年 4 月及び 5 月にはアメリカ・オレゴン州ポートランドにある GEC を訪問して相互認証協議を行ったほか、同年 12 月に GEC 責任者と意見交換を日本・東京にて実施した。登録制度である EPEAT と認定制度であるエコマークの制度上の違いから、運用時における信頼性の確保が課題となっており、2020 年度はその点を議題に協議を継続する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響で実現しなかった。本年 8 月には GEC の CEO とオンラインで対談し、2021 年以降に感染状況が落ち着いた段階で協議を再開する意向を確認している。

1 - 6 . 国際会議等における情報収集

(3 - 5 . 国際会議等における情報収集 参照)

我が国の強みである環境対策技術・製品の海外への普及を進めるにあたり、インターネットや文献調査では得られない公共調達政策に関する最新動向を的確に把握していく必要がある。

本調査では例年、GPP または環境ラベルをテーマとした国際会議等に参加して報告を行ってきたが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、情報収集に適した国際会議は軒並みオンライン開催または延期 / 中止となった。そこで本年度は、ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省 (BMUB) およびドイツ連邦環境庁 (UBA) の主催による、環境ラベル等を通じて欧州における GPP/SPP を促進し、EC が提唱するサーキュラー・エコノミー実現に向けた公共調達の在り方について探る国際会議「Digital Conference: Environmental Aspects in Public Procurement in Europe」(オンライン開催)に参加し、情報収集を行った。

タイプ I 環境ラベルの運営団体で構成される国際ネットワーク「世界エコラベリング・ネットワーク (GEN)」の動きについては、本年 10 月に年次総会 (AGM) がインド・ムンバイにおいて開催される予定であったが、対面会議を見合わせ、同月 27 ~ 28 日に初のオンライン会議での開催となった。GEN には現在、30 団体・機関が加盟しており、30 の GEN 会員団体・機関、及び UNEP、IGPN などの他機関から 71 名が AGM に参加した。GEN の直近 1 年間の活動報告をはじめ、内部監査システム GENICES の授与式、予算や新メンバーの承認といった定例事項が協議された。本年度の GEN への加盟申請は 7 機関 (インドネシア、スリランカ、南アフリカ (2 機関)、トルコ、オランダ) からあり、全て加盟が承認された。さらに、GEN 役員の選定も行われ、グッド・エンヴァイロンメンタル・チョイス・オーストラリアの Ms. Kate Harris の後任として、スウェーデン自然保護協会の Ms. Eva Eiderstrom が選出された。

また、AGM では例年、1 週間の会期中にワークショップが併設されることが多いが、世界各地から参加する時差も考慮し、11 月中旬から 12 月前半にかけて各回 2 ~ 3 時間 (日本時間 19 ~ 22 時)、合計 3 回の AGM ワークショップがオンライン会議で開催されたので、その内容も報告する。

また、駐日欧州連合代表部より日本国環境省大臣官房環境経済課に対し、EU が (公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES) に委託して実施している調査・分析の結果および、報告書において提言されている日・EU 間の協力について議論するために、日英合同の専門家によ

る意見交換会 “European Union-Japan working session on Green Public Procurement, circular economy and plastic waste” (日本と欧州連合によるプラスチック汚染防止のための循環型経済とグリーン公共調達政策に関する技術会議)を開催したいとの打診があった。そこで本業務において、この会議運営を行うこととし、11月26日(木)に開催された次項1-7.の国際セミナー終了後にオンライン会議を開催した。

そのほか、10YFPの6つのプログラムのうちの一つである Consumer Information (CI) for SCP プログラムで実施された Web 会議のなかから、GPP 及び環境ラベルに関連が深いものについて概要を報告する。

1 - 7 . 環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援

(4 . 環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援 参照)

日本の環境配慮型製品を国際市場に浸透させていくための方策のひとつとして、各国のグリーン公共調達制度への対応や環境ラベルの制度の活用が考えられる。これらの制度や基準は国ごとに異なる場合が多く、過去に実施された国内事業者へのニーズ調査においても各国の情報が収集しにくいという声や基準の調和を求める声がある。本年度も引き続き、製品、サービスの海外展開に関心がある国内の企業、及びステークホルダーに対する情報支援を目的として、海外および国内から GPP 政策や環境ラベル機関の専門家を招聘し、国際セミナーを開催した。特に本年度は、欧州地域に焦点を当て、2020年3月に発表されたばかりの新しい欧州サーキュラー・エコノミー・アクションプランの政策が、GPP および環境ラベルに与える影響について理解する機会となるよう、講演テーマを設定した。

なお本セミナーは例年、海外専門家を海外から招聘し、約200名規模の会場に聴講者が来場する対面イベントとして開催してきたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を鑑み、2日間に亘ってオンラインセミナーとして開催した。

国際セミナー「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」

日 時	2020年11月25日(水) 15:30 - 17:30 2020年11月26日(木) 15:30 - 17:30
会 場	オンライン開催((公財)日本環境協会 会議室より配信)
主 催	環境省(運営: (公財)日本環境協会)
言 語	日英同時通訳
参加者	事前登録者数 242 名、当日参加者数 168 名 事前登録者数 260 名、当日参加者数 177 名 (2日間の事前登録者数の合計 289 名)
講演者	(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)、ドイツ連邦環境庁(UBA) (公財)日本生産性本部、欧州委員会(EC)

国際セミナーでは、聴講者の理解を深めるため、まず初めに主催者より、世界各国のGPPと環境ラベルの概要を整理して情報提供した。その後に、海外および国内専門家によ

る講演を行い、講演終了後には、専門家とオンライン参加者による意見交換会も行われた。

1 - 8 . 環境ラベル等データベースの管理・運営

(5 . 環境ラベル等データベースの管理・運営 参照)

本年度は、「環境ラベル等データベース」の Web サイトについて、環境ラベルに対する理解が進むコンテンツの作成や、データベース利用者が活用しやすいページの構成を見直すなどの改修を行った。

同データベースの管理・運営については、問い合わせ用の窓口として電話番号及び電子メールアドレスを(公財)日本環境協会内に設置し、令和 2 年 8 月 3 日～令和 3 年 3 月 31 日の間、平日(年末年始を除く)の午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで問合せ受付を行った。

また、データベースへの掲載希望及び既存掲載データの変更の相談に対応し、本年度は 3 団体(4 件)について掲載要件に照らして掲載 / 変更を行ったほか、リンク切れ等の時点修正についても適宜、実施した。